

中野駅周辺地区駐車地域ルール運用基準

(目的)

第1条 この中野駅周辺地区駐車地域ルール運用基準（以下「運用基準」という。）は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号。以下「都条例」という。）に基づき策定した中野駅周辺地区駐車地域ルール（以下「地域ルール」という。）に関し、駐車施設台数の具体的基準、駐車施設の構造の具体的基準、申請に必要な様式その他必要な具体的基準を定め、もって駐車施設を適切に確保し、利用者の利便性の向上及び良好な交通環境の形成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用基準において使用する用語は、地域ルールにおいて使用する用語の例による。

(一般車駐車施設の台数の具体的基準)

第3条 特定用途の駐車施設の附置義務台数は、開発建築物と用途、規模等が同様であり、かつ、立地する地区の特性が類似する建築物（以下「類似建築物」という。）の駐車原単位を用いて算出した台数とする。ただし、その場合にあっても、附置義務駐車施設として最低限確保すべき駐車施設の台数の基準である下限値（附置義務台数の算定結果に0.6を乗じた値をいう。以下同じ。）を下回らないものとする。

2 非特定用途については、都条例の規定により算出した台数を原則とする。ただし、共同住宅については、類似建築物の駐車原単位を用いて算出した台数を審査機関が審査して認めた場合には、台数を一定程度減じた台数とすることができる。

(障害者用駐車施設の台数の具体的基準)

第4条 障害者駐車施設の台数は、「都条例」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」、「東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）」等を踏まえ、用途特性に配慮した台数とする。

(荷さばき駐車施設の台数の具体的基準)

第5条 建築物に附置する荷さばき駐車施設の台数は、一般車駐車施設台数の内数とせず、当該建築物における駐車需要に応じて必要となる台数を整備するものとし、台数の上限を定めず、次のとおりとする。

- (1) 荷さばき駐車施設の台数は、都条例第17条の2の規定による算定結果による台数を基本とし、附置義務台数の上限値（10台）は適用しないものとする。
- (2) 物流効率化施策の実施により、建築物に必要とされる荷さばき機能が確保でき、荷さばき駐車台数の削減が図られることが審査において認められるときは、審査により認められた物流効率化計画による台数とすることができる。ただし、当該建築物が存続する限り物流効率化施策を継続的に実施することを条件とする。

(一般車及び障害者駐車施設の構造等の具体的基準)

第6条 一般車駐車施設の車室の寸法は、都条例第17条の5第1項及び第2項に定める基準のとおりとする。

- 2 一般車駐車施設の天井高さ、車路の幅員、勾配等の構造基準は、駐車場設計施工指針2.4構造一般に記載されている基準に定める基準のとおりとする。
- 3 障害者用に用いる車室の寸法は、都条例に準拠して幅3.5m以上、奥行き6.0m以上とし、車椅子の車両後方からの乗降を考慮した寸法を確保するものとする。
- 4 障害者用駐車施設のその他の構造に関する基準は、一般車駐車施設の構造基準に定める基準のとおりとする。

(荷さばき駐車施設の構造等の具体的基準)

第7条 荷さばき駐車施設は原則として2tロング車を想定車両とし、2tロング車が運用可能な構造とするものとする。

- 2 荷さばき駐車施設の車室の寸法は、原則として後開きの場合、幅2.9m×奥行き8.5m以上、横開きの場合、幅3.9m×奥行き7.0m以上とするものとする。
- 3 車室及び車路の天井の有効高さは、原則として3.2m以上確保するものとする。この場合において、勾配の変化点、舗装のオーバーレイが予想される個所等は、十分な余裕代を見込んだ寸法とするものとする。
- 4 車路の有効幅員は、原則として5.0m以上確保するものとする。
- 5 荷さばきに2tロング車以上の車両を用いる場合には、車室の寸法、車室及び車路の天井高さ並びに車路の有効幅員は、運用を想定している荷さばき車両が安全かつ円滑に運行できる寸法を確保するものとする。
- 6 車路の有効幅員が適切であることを示すため、申請時に駐車施設平面図に車両旋回軌跡図を加えたものを添付するものとする。
- 7 車路の縦断勾配は、原則として12%以下とするものとする。この場合において、勾配の変化点では運用を想定している車両に合わせて適切な緩和勾配を確保するものとする。

(出入口の具体的基準)

第8条 安全上の配慮事項として次に掲げる基準も満たすものとする。

- (1) 安全かつ円滑な交通環境を確保するために、一方通行等を除き、原則として左折入出庫かつ前進入庫・前進出庫の構造とすること。
- (2) 運転手と歩行者の視野を確保するために、出入口は前面道路に対してできる限り直角に配置すること。
- (3) 駐車施設入口に入庫待ちが生じないように、施設内に適切な滞留空間を確保すること。
- (4) 歩行者と自転車の安全を確保するために、歩行者及び自転車交通量が多い道路に出入口を設置する場合には、出入口付近にカーブミラー、警報装置、一時停止線等の設置による安全対策を施すこと。

(一般車駐車施設の隔地及び集約化の具体的基準)

第9条 一般車駐車施設を隔地又は集約化する場合には、地域ルール第6条に規定する一般車駐車施設の必要台数に相当する駐車台数を確保しなければならない。この場合、隔地先又は集約先の駐車施設は複数個所で確保することも可能とする。

- 2 隔地又は集約化を行う場合には、隔地先又は集約先の駐車施設までの分かりやすい経路誘導の実施、当該駐車施設から開発建築物までの歩行経路の明示など、利用者にとって分かりやすい案内計画を立案するものとする。
- 3 隔地先又は集約先の駐車施設までの距離は、原則として開発建築物の敷地から概ね300mの範囲内とする。
- 4 隔地先又は集約先の駐車施設の規模は、都条例第17条の5第1項及び第2項によることを原則とする。

(小規模対象施設)

第10条 特定地区(中野五丁目)を除く敷地面積500㎡以下の施設とする。

(障害者用駐車施設の隔地及び集約化の具体的基準)

第11条 障害者用駐車施設を隔地又は集約化する場合には、隔地先又は集約先の駐車施設から開発建築物までの歩行経路を確認し、歩行の障害となる段差の有無、車椅子の通行できる幅員の確保、放置自転車等歩行を阻害する要因の有無などを把握した上で、安全なルートが確保できる場合に限り認めるものとする。

- 2 隔地先又は集約先の駐車施設までの距離は、原則として開発建築物の敷地から概ね300mの範囲内とし、かつ、可能な限り近傍とする。
- 3 隔地先又は集約先の駐車施設の規模は、都条例第17条の5第2項によることを原則とする。

(荷さばき駐車施設の隔地及び集約化の具体的基準)

第12条 荷さばき駐車施設を隔地又は集約化する場合には、地域ルール第8条に規定する荷さばき駐車施設の必要台数に相当する駐車台数を確保しなければならない。

- 2 隔地又は集約化を行う場合には、隔地先又は集約先から開発建築物までの経路を確認し、円滑で安全にルートが確保できる場合に限り認めるものとする。
- 3 隔地又は集約化による荷さばき駐車施設は、原則、他の事業者等の施設と共用することは認めない。
- 4 荷さばき駐車施設を集約駐車施設に確保する場合には、他の事業者等と荷さばき時間が重複する等により、待機車両が路上に滞留しないよう、具体的な荷さばき計画等を示すものとする。
- 5 隔地先又は集約先の駐車施設の規模は、都条例第17条の5第4項によることを原則とする。

(地域まちづくり貢献策の実施にあたっての具体的基準)

第13条 都市開発諸制度を活用する開発建築物については、地域ルール第15条第1項第1号に規定する協力金の負担による地域まちづくり貢献に加え、地域ルール第15条第1項第2号に規定する地域貢献等の整備も合わせて行うものとする。地域貢献等については、附置義務台数の減免分のうち、一

定程度を減免した台数と同等の地域の駐車課題に対応した整備を行うものとする。

(運用組織の業務)

第14条

運用組織が行う手続等の業務は、区が実施することとする。

(審査機関の指定)

第15条 個別審査を実施する審査機関は、運用組織と別に外部機関を指定するものとする。

2 審査機関は、地域のまちづくり、交通状況等に関する専門的知識を有する法人その他の団体とする。

(運用状況の報告)

第16条 地域ルール第16条第4項の都知事への報告について、東京都が運営委員会の委員となっている場合には報告を要しないものとする。

(申請・審査の手続きの書式)

第17条 地域ルール第19条第1項第1号に規定する適用申請書の様式及びこれに添えて提出する書類の様式は、別に定めるものとする。

2 地域ルール第19条第1項第2号に規定する変更申請書の様式及びこれに添えて提出する書式の様式は、別に定めるものとする。なお、運用組織が認める場合は変更申請書に代えて変更届を提出するものとし、その様式は別に定めるものとする。

(運用指針)

第18条 地域ルール及び運用基準の考え方、附置義務台数基準の設定、駐車施設の隔地及び集約化の方法及び申請手続その他地域ルールの運用に関し必要な事項は、地域ルール運用指針において別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この運用基準は、公告した日から施行する。

(運用基準の改定)

2 この運用基準は、駐車施設の利用動向やまちづくりの状況などを踏まえ、必要に応じて改定を行うものとする。

備考

この運用基準の一部を改定し、令和7年7月15日から施行する。